

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。 平成21年3月18日 NO.69

3月6日に「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、マッチング拠出実施についての法改正作業がスタートしました。

## マッチング拠出関連改正法案

### 1. 確定拠出年金法の一部改正

マッチング拠出に関連する内容として以下の内容が法案に規定されています。

(1) 加入者が負担する掛金（以下、「加入者掛金」といいます。）の決定または変更方法等を企業型年金規約に記載すること

マッチング拠出を行う場合は、企業型年金規約の変更手続きが必要となることとされています。

(2) 加入者掛金は、事業主掛金の額を超えない範囲で決定または変更すること

加入者掛金は事業主掛金と同額が上限とされています。

(3) 加入者掛金と事業主掛金の合計額が法令に定める拠出限度額を超えることはできないこと

現在、DCにおける拠出限度額は、

企業年金制度加入者（厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金等）：23,000円

以外の加入者：46,000円

となっており（注：今後、引き上げ予定あり）マッチング拠出を行った場合でも拠出限度額を超える拠出はできないこととされています。

(4) 加入者掛金は、事業主がとりまとめた上で資産管理機関に払い込むこと

加入者掛金は事業主がとりまとめ、その額を記

録関連運営管理機関に通知した上で資産管理機関に払い込むこととされています。

(5) 加入者掛金は、当月の給与から前月分を控除することができること（ただし、退職月については前月分と当月分を控除することができる）

加入者掛金は、前月分の掛金（例：2月掛金）を当月の給与（例：3月給与）から控除することとされています。この取扱いは厚生年金保険と同じ内容となっています。なお、退職者については前月分と当月分を控除することができます。（法案には記載はありませんが、2か月分の掛金を控除しても掛金としての払い込みは1か月ずつになるものと思われます。）

(6) 給与から加入者掛金を控除したときは、加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、当該加入者に控除額を通知すること

加入者掛金を控除したときは、加入者掛金控除に関する計算書を作成することとされています。（厚生年金保険と同様の内容となっており、厚生年金保険料控除計算書と同等の計算書が必要となるものと思われます。また、加入者への通知については給与の支払明細書等の控除額欄への記入などの対応が想定されます。）

### 2. 施行日

施行日は平成22年1月1日とされていますが、今後、国会審議状況等を注意深く見守る必要があります。

なお、今回改正のより詳細な内容については、政省令案の開示を待つ必要があります。

以上